

改正後							現行						
(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
61 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91 ~ 100	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
101 ~ 110	4,690	4,590	4,520	4,480	4,450	4,420	101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380
111 ~ 120	4,350	4,260	4,200	4,160	4,130	4,100	111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060
121 ~ 130	4,020	3,930	3,870	3,840	3,810	3,790	121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750
131 ~ 140	3,680	3,600	3,550	3,520	3,500	3,470	131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440
141 ~ 150	3,350	3,280	3,230	3,200	3,180	3,150	141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130
151 ~ 160	3,240	3,170	3,120	3,100	3,070	3,050	151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020
161 ~ 170	3,130	3,060	3,010	2,990	2,970	2,940	161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920
171 ~ 180	3,010	2,950	2,900	2,880	2,860	2,840	171 ~ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810
181 ~ 190	2,900	2,840	2,800	2,770	2,750	2,730	181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710
191人以上	2,790	2,730	2,690	2,670	2,650	2,630	191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290	81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110	101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820	111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520	121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230	131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,930	141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,030	3,000	2,980	2,950	2,910	2,840	151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,920	2,900	2,870	2,850	2,810	2,740	161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640	171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540	181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440	191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370	15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
11 ~ 15人	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580	16 ~ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
16 ~ 20人	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680	21 ~ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780
21 ~ 25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940	26 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
26 ~ 30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	31 ~ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080
31 ~ 35	15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210	36 ~ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
36 ~ 40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	41 ~ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950
41 ~ 45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050	46 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
46 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	51 ~ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920
51 ~ 55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000	56 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
56 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	61 ~ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980
61 ~ 65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050	66 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
66 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	71 ~ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
71 ~ 75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	76 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
76 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	81 ~ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100
81 ~ 85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150	86 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
86 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	91 ~ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160
91 ~ 95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210	96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730							

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080
11 ~ 15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380
16 ~ 20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
21 ~ 25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630
26 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690
31 ~ 35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220
36 ~ 40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750
41 ~ 45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280
46 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
51 ~ 55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370
56 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930
61 ~ 65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490
66 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050
71 ~ 75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
76 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170
81 ~ 85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730
86 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290
91 ~ 95	5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840
96人以上	4,700	4,680	4,620	4,590	4,510	4,400

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
16 ~ 20人	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 25	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
26 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 35	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
36 ~ 40	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 45	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
46 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 55	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
56 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 65	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
66 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 75	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
76 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 85	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
86 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 95	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
96人以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,780	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41人以上	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,080	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	
31 ~ 40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	
41人以上	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	

改正後							現行						
(B)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)							(B)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,560	8,510	8,450
61 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91 ~ 100	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
101 ~ 110	4,690	4,590	4,520	4,480	4,450	4,420	101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380
111 ~ 120	4,350	4,260	4,200	4,160	4,130	4,100	111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060
121 ~ 130	4,020	3,930	3,870	3,840	3,810	3,790	121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750
131 ~ 140	3,680	3,600	3,550	3,520	3,500	3,470	131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440
141 ~ 150	3,350	3,280	3,230	3,200	3,180	3,150	141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130
151 ~ 160	3,240	3,170	3,120	3,100	3,070	3,050	151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020
161 ~ 170	3,130	3,060	3,010	2,990	2,970	2,940	161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920
171 ~ 180	3,010	2,950	2,900	2,880	2,860	2,840	171 ~ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810
181 ~ 190	2,900	2,840	2,800	2,770	2,750	2,730	181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710
191人以上	2,790	2,730	2,690	2,670	2,650	2,630	191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290	81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110	101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820	111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520	121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230	131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,930	141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,030	3,000	2,980	2,950	2,910	2,840	151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,920	2,900	2,870	2,850	2,810	2,740	161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640	171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540	181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440	191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

改正後							現行						
イ 乳児院(常勤職員)							イ 乳児院(常勤職員)						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370	15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
11 ~ 15人	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580	16 ~ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
16 ~ 20人	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680	21 ~ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780
21 ~ 25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940	26 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
26 ~ 30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	31 ~ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080
31 ~ 35	15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210	36 ~ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
36 ~ 40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	41 ~ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950
41 ~ 45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050	46 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
46 ~ 50	10,060	9,840	9,890	9,620	9,540	9,470	51 ~ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920
51 ~ 55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000	56 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
56 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	61 ~ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980
61 ~ 65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050	66 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
66 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	71 ~ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
71 ~ 75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	76 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
76 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	81 ~ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100
81 ~ 85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150	86 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
86 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	91 ~ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160
91 ~ 95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210	96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730							

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080
11 ~ 15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380
16 ~ 20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
21 ~ 25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630
26 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690
31 ~ 35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220
36 ~ 40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750
41 ~ 45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280
46 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
51 ~ 55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370
56 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930
61 ~ 65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490
66 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050
71 ~ 75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
76 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170
81 ~ 85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730
86 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290
91 ~ 95	5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840
96人以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
15人まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
16 ~ 20人	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 25	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
26 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 35	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
36 ~ 40	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 45	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
46 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 55	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
56 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 65	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
66 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 75	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
76 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 85	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
86 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 95	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
96人以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

改正後							現行						
ウ 母子生活支援施設(常勤職員)							ウ 母子生活支援施設(常勤職員)						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580	10世帯まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯							世帯						
11 ~ 20	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680	11 ~ 20	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	21 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40	12,570	12,300	12,110	12,020	11,930	11,840	31 ~ 40	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50	11,310	11,070	10,900	10,820	10,740	10,650	41 ~ 50	11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	51 ~ 60	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70	8,800	8,610	8,480	8,410	8,350	8,290	61 ~ 70	8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
71 ~ 80	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	71 ~ 80	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90	6,280	6,150	6,050	6,010	5,960	5,920	81 ~ 90	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91世帯以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380	10世帯まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
世帯							世帯					
11 ~ 20	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040	11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40	11,750	11,660	11,560	11,470	11,290	11,020	31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50	10,570	10,490	10,410	10,330	10,160	9,910	41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70	8,220	8,160	8,090	8,030	7,900	7,710	61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610	71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90	5,870	5,830	5,780	5,730	5,640	5,510	81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

改正後

工 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,330
31 ~ 40人	7,000
41 ~ 50	5,600
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	4,000
71 ~ 80	3,500
81 ~ 90	3,110
91 ~ 100	2,800
101 ~ 110	2,540
111 ~ 120	2,330
121 ~ 130	2,150
131 ~ 140	2,000
141 ~ 150	1,860
151 ~ 160	1,750
161 ~ 170	1,640
171 ~ 180	1,550
181 ~ 190	1,470
191人以上	1,400

オ 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,000
11 ~ 15	18,670
16 ~ 20	14,000
21 ~ 25	11,200
26 ~ 30	9,330
31 ~ 35	8,000
36 ~ 40	7,000
41 ~ 45	6,220
46 ~ 50	5,600
51 ~ 55	5,090
56 ~ 60	4,660
61 ~ 65	4,300
66 ~ 70	4,000
71 ~ 75	3,730
76 ~ 80	3,500
81 ~ 85	3,290
86 ~ 90	3,110
91 ~ 95	2,940
96人以上	2,800

カ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,000
世帯	
11 ~ 20	14,000
21 ~ 30	9,330
31 ~ 40	7,000
41 ~ 50	5,600
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	4,000
71 ~ 80	3,500
81 ~ 90	3,110
91世帯以上	2,800

現行

工 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,320
31 ~ 40人	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91 ~ 100	2,790
101 ~ 110	2,540
111 ~ 120	2,330
121 ~ 130	2,150
131 ~ 140	1,990
141 ~ 150	1,860
151 ~ 160	1,740
161 ~ 170	1,640
171 ~ 180	1,550
181 ~ 190	1,470
191人以上	1,390

オ 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
15人まで	18,640
16 ~ 20	13,980
21 ~ 25	11,180
26 ~ 30	9,320
31 ~ 35	7,990
36 ~ 40	6,990
41 ~ 45	6,210
46 ~ 50	5,590
51 ~ 55	5,080
56 ~ 60	4,660
61 ~ 65	4,300
66 ~ 70	3,990
71 ~ 75	3,730
76 ~ 80	3,490
81 ~ 85	3,290
86 ~ 90	3,100
91 ~ 95	2,940
96人以上	2,790

カ 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	27,970
世帯	
11 ~ 20	13,980
21 ~ 30	9,320
31 ~ 40	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

改正後

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで	6,120	
31 ~ 40人	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91 ~ 100	1,830	
101 ~ 110	1,670	
111 ~ 120	1,530	
121 ~ 130	1,410	
131 ~ 140	1,310	
141 ~ 150	1,220	
151 ~ 160	1,140	
161 ~ 170	1,080	
171 ~ 180	1,020	
181 ~ 190	960	
191人以上	910	

ク 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで	18,360	
11 ~ 15	12,240	
16 ~ 20	9,180	
21 ~ 25	7,340	
26 ~ 30	6,120	
31 ~ 35	5,240	
36 ~ 40	4,590	
41 ~ 45	4,080	
46 ~ 50	3,670	
51 ~ 55	3,330	
56 ~ 60	3,060	
61 ~ 65	2,820	
66 ~ 70	2,620	
71 ~ 75	2,440	
76 ~ 80	2,290	
81 ~ 85	2,160	
86 ~ 90	2,040	
91 ~ 95	1,930	
96人以上	1,830	

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで	18,360	
世帯		
11 ~ 20	9,180	
21 ~ 30	6,120	
31 ~ 40	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91世帯以上	1,830	

現行

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで	6,120	
31 ~ 40人	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91 ~ 100	1,830	
101 ~ 110	1,660	
111 ~ 120	1,530	
121 ~ 130	1,410	
131 ~ 140	1,310	
141 ~ 150	1,220	
151 ~ 160	1,140	
161 ~ 170	1,080	
171 ~ 180	1,020	
181 ~ 190	960	
191人以上	910	

ク 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	円
15人まで	12,240	
16 ~ 20	9,180	
21 ~ 25	7,340	
26 ~ 30	6,120	
31 ~ 35	5,240	
36 ~ 40	4,590	
41 ~ 45	4,080	
46 ~ 50	3,670	
51 ~ 55	3,330	
56 ~ 60	3,060	
61 ~ 65	2,820	
66 ~ 70	2,620	
71 ~ 75	2,440	
76 ~ 80	2,290	
81 ~ 85	2,160	
86 ~ 90	2,040	
91 ~ 95	1,930	
96人以上	1,830	

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで	18,360	
世帯		
11 ~ 20	9,180	
21 ~ 30	6,120	
31 ~ 40	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91世帯以上	1,830	

改正後							現行						
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31 ~ 40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	51 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
61 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	61 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	71 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	81 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91 ~ 100	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91 ~ 100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
101 ~ 110	4,690	4,590	4,520	4,480	4,450	4,420	101 ~ 110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380
111 ~ 120	4,350	4,260	4,200	4,160	4,130	4,100	111 ~ 120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060
121 ~ 130	4,020	3,930	3,870	3,840	3,810	3,790	121 ~ 130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750
131 ~ 140	3,680	3,600	3,550	3,520	3,500	3,470	131 ~ 140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440
141 ~ 150	3,350	3,280	3,230	3,200	3,180	3,150	141 ~ 150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130
151 ~ 160	3,240	3,170	3,120	3,100	3,070	3,050	151 ~ 160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020
161 ~ 170	3,130	3,060	3,010	2,990	2,970	2,940	161 ~ 170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920
171 ~ 180	3,010	2,950	2,900	2,880	2,860	2,840	171 ~ 180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810
181 ~ 190	2,900	2,840	2,800	2,770	2,750	2,730	181 ~ 190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710
191人以上	2,790	2,730	2,690	2,670	2,650	2,630	191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290	81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110	101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820	111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520	121 ~ 130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520
131 ~ 140	3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230	131 ~ 140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220
141 ~ 150	3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,930	141 ~ 150	3,100	3,080	3,030	3,000	2,930
151 ~ 160	3,030	3,000	2,980	2,950	2,910	2,840	151 ~ 160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830
161 ~ 170	2,920	2,900	2,870	2,850	2,810	2,740	161 ~ 170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730
171 ~ 180	2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640	171 ~ 180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640
181 ~ 190	2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540	181 ~ 190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540
191人以上	2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440	191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440

改正後							現行						
イ 乳児院													
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100						
定員		円	円	円	円	円	円						
10人まで		50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370						
11 ~ 15人		33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580						
16 ~ 20人		25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680						
21 ~ 25		20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940						
26 ~ 30		16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790						
31 ~ 35		15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210						
36 ~ 40		13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630						
41 ~ 45		11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050						
46 ~ 50		10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470						
51 ~ 55		9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000						
56 ~ 60		9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520						
61 ~ 65		8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050						
66 ~ 70		8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580						
71 ~ 75		7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100						
76 ~ 80		7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630						
81 ~ 85		6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150						
86 ~ 90		6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680						
91 ~ 95		5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210						
96人以上		5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730						

地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他						
定員		円	円	円	円	円	円						
10人まで		47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080						
11 ~ 15人		31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380						
16 ~ 20人		23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040						
21 ~ 25		18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630						
26 ~ 30		15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690						
31 ~ 35		14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220						
36 ~ 40		12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750						
41 ~ 45		10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280						
46 ~ 50		9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810						
51 ~ 55		8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370						
56 ~ 60		8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930						
61 ~ 65		7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490						
66 ~ 70		7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050						
71 ~ 75		7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610						
76 ~ 80		6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170						
81 ~ 85		6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730						
86 ~ 90		5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290						
91 ~ 95		5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840						
96人以上		4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400						

改正後							現行						
乙 情緒障害児短期治療施設							イ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31～40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31～40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41人以上	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	41人以上	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	
31～40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31～40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	
41人以上	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41人以上	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							ウ 母子生活支援施設						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580	10世帯まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯							世帯						
11 ~ 20	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,880	11 ~ 20	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	21 ~ 30	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40	12,570	12,300	12,110	12,020	11,930	11,840	31 ~ 40	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50	11,310	11,070	10,900	10,820	10,740	10,650	41 ~ 50	11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	51 ~ 60	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70	8,800	8,610	8,480	8,410	8,350	8,290	61 ~ 70	8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
71 ~ 80	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	71 ~ 80	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90	6,280	6,150	6,050	6,010	5,960	5,920	81 ~ 90	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91世帯以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	
10世帯まで	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380	10世帯まで	31,050	30,810	30,320	30,080	29,350	
世帯							世帯						
11 ~ 20	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040	11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010	
21 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	
31 ~ 40	11,750	11,660	11,560	11,470	11,290	11,020	31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000	
41 ~ 50	10,570	10,490	10,410	10,330	10,160	9,910	41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900	
51 ~ 60	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	
61 ~ 70	8,220	8,160	8,090	8,030	7,900	7,710	61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700	
71 ~ 80	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610	71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600	
81 ~ 90	5,870	5,830	5,780	5,730	5,640	5,510	81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500	
91世帯以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400	

改正後							現行						
(10) 基幹的職員加算分保護単価													
ア 児童養護施設、児童自立支援施設													
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100						
定員		円	円	円	円	円	円						
30人まで		860	840	830	820	810	800						
31 ~ 40人		690	670	660	650	650	640						
41 ~ 50		520	500	490	490	490	480						
51 ~ 60		460	450	440	440	440	430						
61 ~ 70		410	400	390	390	390	380						
71 ~ 80		360	350	340	340	340	340						
81 ~ 90		310	300	290	290	290	290						
91 ~ 100		260	250	240	240	240	240						
101 ~ 110		240	230	230	230	220	220						
111 ~ 120		220	210	210	210	210	210						
121 ~ 130		200	200	190	190	190	190						
131 ~ 140		190	180	180	180	170	170						
141 ~ 150		170	160	160	160	160	160						
151 ~ 160		160	160	160	150	150	150						
161 ~ 170		160	150	150	150	150	150						
171 ~ 180		150	150	140	140	140	140						
181 ~ 190		150	140	140	140	140	140						
191人以上		140	140	130	130	130	130						
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他						
定員		円	円	円	円	円	円						
30人まで		800	790	780	780	760	740						
31 ~ 40人		640	630	630	620	610	590						
41 ~ 50		480	470	470	460	450	440						
51 ~ 60		430	420	420	420	410	400						
61 ~ 70		380	380	370	370	360	350						
71 ~ 80		330	330	330	320	320	310						
81 ~ 90		280	280	280	280	270	260						
91 ~ 100		240	230	230	230	230	220						
101 ~ 110		220	220	220	210	210	200						
111 ~ 120		200	200	200	200	190	190						
121 ~ 130		190	190	180	180	180	170						
131 ~ 140		170	170	170	170	160	160						
141 ~ 150		160	150	150	150	150	140						
151 ~ 160		150	150	150	150	140	140						
161 ~ 170		140	140	140	140	140	130						
171 ~ 180		140	140	140	140	130	130						
181 ~ 190		130	130	130	130	130	120						
191人以上		130	130	130	130	120	120						

改正後							現行						
イ 乳児院													
地域区分													
定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100							
	円	円	円	円	円	円							
10人まで	2,600	2,530	2,490	2,470	2,440	2,420							
11 ~ 15人	1,730	1,690	1,660	1,640	1,630	1,610							
16 ~ 20人	1,300	1,260	1,240	1,230	1,220	1,210							
21 ~ 25	1,040	1,010	990	980	970	970							
26 ~ 30	860	840	830	820	810	800							
31 ~ 35	780	760	740	740	730	720							
36 ~ 40	690	670	660	650	650	640							
41 ~ 45	600	590	580	570	570	560							
46 ~ 50	520	500	490	490	490	480							
51 ~ 55	490	480	470	460	460	460							
56 ~ 60	460	450	440	440	440	430							
61 ~ 65	440	430	420	420	410	410							
66 ~ 70	410	400	390	390	390	380							
71 ~ 75	390	380	370	370	360	360							
76 ~ 80	360	350	340	340	340	340							
81 ~ 85	330	320	320	320	310	310							
86 ~ 90	310	300	290	290	290	290							
91 ~ 95	280	270	270	270	270	260							
96人以上	260	250	240	240	240	240							
地域区分													
定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他							
	円	円	円	円	円	円							
10人まで	2,400	2,380	2,360	2,340	2,290	2,230							
11 ~ 15人	1,600	1,580	1,570	1,560	1,530	1,480							
16 ~ 20人	1,200	1,190	1,180	1,170	1,140	1,110							
21 ~ 25	960	950	940	930	910	890							
26 ~ 30	800	790	780	780	760	740							
31 ~ 35	720	710	700	700	680	670							
36 ~ 40	640	630	630	620	610	590							
41 ~ 45	560	550	550	540	530	520							
46 ~ 50	480	470	470	460	450	440							
51 ~ 55	450	450	440	440	430	420							
56 ~ 60	430	420	420	420	410	400							
61 ~ 65	400	400	400	390	390	370							
66 ~ 70	380	380	370	370	360	350							
71 ~ 75	360	350	350	350	340	330							
76 ~ 80	330	330	330	320	320	310							
81 ~ 85	310	310	300	300	290	290							
86 ~ 90	280	280	280	280	270	260							
91 ~ 95	260	260	260	250	250	240							
96人以上	240	230	230	230	230	220							

改正後							現行							
ウ 情緒障害児短期治療施設														
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100								
定員														
	円	円	円	円	円	円								
30人まで	860	840	830	820	810	800								
31～40人	690	670	660	650	650	640								
41人以上	520	500	490	490	490	480								
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他								
定員														
	円	円	円	円	円	円								
30人まで	800	790	780	780	760	740								
31～40人	640	630	630	620	610	590								
41人以上	480	470	470	460	450	440								

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設													
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100						
定員		円	円	円	円	円	円						
10世帯まで		1,730	1,690	1,660	1,640	1,630	1,610						
世帯													
11 ~ 20		1,300	1,260	1,240	1,230	1,220	1,210						
21 ~ 30		860	840	830	820	810	800						
31 ~ 40		650	630	620	610	610	600						
41 ~ 50		580	570	560	550	550	540						
51 ~ 60		520	500	490	490	490	480						
61 ~ 70		450	440	430	430	420	420						
71 ~ 80		390	380	370	370	360	360						
81 ~ 90		320	310	310	300	300	300						
91世帯以上		260	250	240	240	240	240						
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他						
定員		円	円	円	円	円	円						
10世帯まで		1,600	1,580	1,570	1,560	1,530	1,480						
世帯													
11 ~ 20		1,200	1,190	1,180	1,170	1,140	1,110						
21 ~ 30		800	790	780	780	760	740						
31 ~ 40		600	590	590	580	570	550						
41 ~ 50		540	530	530	520	510	500						
51 ~ 60		480	470	470	460	450	440						
61 ~ 70		420	410	410	410	400	390						
71 ~ 80		360	350	350	350	340	330						
81 ~ 90		300	290	290	290	280	270						
91世帯以上		240	230	230	230	230	220						

改正後							現行						
(11)看護師加算分保護単価							(10)看護師加算分保護単価						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,910	14,540	14,300	14,180	14,050	13,930	30人まで	14,770	14,400	14,280	14,030	13,910	13,790
31 ~ 40人	11,930	11,630	11,440	11,340	11,240	11,140	31 ~ 40人	11,810	11,520	11,420	11,230	11,130	11,030
41 ~ 50	8,940	8,720	8,580	8,500	8,430	8,360	41 ~ 50	8,860	8,640	8,570	8,420	8,350	8,270
51 ~ 60	8,050	7,850	7,720	7,650	7,590	7,520	51 ~ 60	7,970	7,770	7,710	7,580	7,510	7,440
61 ~ 70	7,150	6,980	6,860	6,800	6,740	6,680	61 ~ 70	7,090	6,910	6,850	6,730	6,680	6,620
71 ~ 80	6,260	6,110	6,000	5,950	5,900	5,850	71 ~ 80	6,200	6,050	5,990	5,890	5,840	5,790
81 ~ 90	5,360	5,230	5,140	5,100	5,060	5,010	81 ~ 90	5,310	5,180	5,140	5,050	5,010	4,960
91 ~ 100	4,470	4,360	4,290	4,250	4,210	4,180	91 ~ 100	4,430	4,320	4,280	4,210	4,170	4,130
101 ~ 110	4,170	4,070	4,000	3,970	3,930	3,900	101 ~ 110	4,130	4,030	3,990	3,930	3,890	3,860
111 ~ 120	3,870	3,780	3,710	3,680	3,650	3,620	111 ~ 120	3,840	3,740	3,710	3,650	3,610	3,580
121 ~ 130	3,570	3,490	3,430	3,400	3,370	3,340	121 ~ 130	3,540	3,450	3,420	3,370	3,340	3,310
131 ~ 140	3,280	3,200	3,140	3,120	3,090	3,060	131 ~ 140	3,240	3,160	3,140	3,080	3,060	3,030
141 ~ 150	2,980	2,900	2,860	2,830	2,810	2,780	141 ~ 150	2,950	2,880	2,850	2,800	2,780	2,750
151 ~ 160	2,880	2,810	2,760	2,740	2,710	2,690	151 ~ 160	2,850	2,780	2,760	2,710	2,690	2,660
161 ~ 170	2,780	2,710	2,660	2,640	2,620	2,600	161 ~ 170	2,750	2,680	2,660	2,620	2,590	2,570
171 ~ 180	2,680	2,610	2,570	2,550	2,530	2,500	171 ~ 180	2,650	2,590	2,570	2,520	2,500	2,480
181 ~ 190	2,580	2,520	2,470	2,450	2,430	2,410	181 ~ 190	2,560	2,490	2,470	2,430	2,410	2,390
191人以上	2,480	2,420	2,380	2,360	2,340	2,320	191人以上	2,460	2,400	2,380	2,340	2,310	2,290

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円
30人まで	13,810	13,690	13,560	13,440	13,200	12,830	30人まで	13,670	13,550	13,300	13,180	12,810
31 ~ 40人	11,050	10,950	10,850	10,750	10,560	10,260	31 ~ 40人	10,930	10,840	10,640	10,540	10,250
41 ~ 50	8,280	8,210	8,140	8,060	7,920	7,700	41 ~ 50	8,200	8,130	7,980	7,910	7,690
51 ~ 60	7,450	7,390	7,320	7,260	7,120	6,900	51 ~ 60	7,380	7,310	7,180	7,120	6,920
61 ~ 70	6,630	6,570	6,510	6,450	6,330	6,160	61 ~ 70	6,560	6,500	6,380	6,320	6,150
71 ~ 80	5,800	5,750	5,690	5,640	5,540	5,390	71 ~ 80	5,740	5,690	5,580	5,530	5,380
81 ~ 90	4,970	4,920	4,880	4,840	4,750	4,620	81 ~ 90	4,920	4,870	4,790	4,740	4,610
91 ~ 100	4,140	4,100	4,070	4,030	3,960	3,850	91 ~ 100	4,100	4,080	3,990	3,950	3,840
101 ~ 110	3,860	3,830	3,800	3,760	3,690	3,590	101 ~ 110	3,820	3,790	3,720	3,690	3,590
111 ~ 120	3,590	3,550	3,520	3,490	3,430	3,330	111 ~ 120	3,550	3,520	3,460	3,420	3,330
121 ~ 130	3,310	3,280	3,250	3,220	3,160	3,080	121 ~ 130	3,280	3,250	3,190	3,160	3,070
131 ~ 140	3,030	3,010	2,980	2,950	2,900	2,820	131 ~ 140	3,000	2,980	2,920	2,900	2,820
141 ~ 150	2,760	2,730	2,710	2,680	2,640	2,560	141 ~ 150	2,730	2,710	2,660	2,630	2,560
151 ~ 160	2,670	2,640	2,620	2,590	2,550	2,480	151 ~ 160	2,640	2,620	2,570	2,540	2,470
161 ~ 170	2,570	2,550	2,530	2,510	2,460	2,390	161 ~ 170	2,550	2,520	2,480	2,460	2,390
171 ~ 180	2,480	2,460	2,440	2,420	2,370	2,310	171 ~ 180	2,460	2,430	2,390	2,370	2,300
181 ~ 190	2,390	2,370	2,350	2,330	2,280	2,220	181 ~ 190	2,370	2,340	2,300	2,280	2,220
191人以上	2,300	2,280	2,260	2,240	2,200	2,130	191人以上	2,270	2,250	2,210	2,190	2,130

改正後	現行																																																																																																																										
<p>(12)寒冷地手当 ○寒冷地に所在する施設</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1,460</td> <td>1,300</td> <td>1,280</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,250</td> <td>2,020</td> <td>1,990</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>1,720</td> <td>1,540</td> <td>1,520</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>4,740</td> <td>4,250</td> <td>4,180</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>2,690</td> <td>2,410</td> <td>2,370</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>1,010</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>2,020</td> <td>1,810</td> <td>1,780</td> <td>1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p>	区分	1級	2級	3級	4級		円	円	円	円	児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020	児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570	母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200	乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320	情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880	ファミリーホーム	1,010	900	890	700	自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410	<p>(11)寒冷地手当 ○新寒冷地に所在する施設</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>新1級</th> <th>新2級</th> <th>新3級</th> <th>新4級</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1,460</td> <td>1,300</td> <td>1,280</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,250</td> <td>2,020</td> <td>1,990</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>1,720</td> <td>1,540</td> <td>1,520</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>4,740</td> <td>4,250</td> <td>4,180</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>2,690</td> <td>2,410</td> <td>2,370</td> <td>1,880</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p> <p>○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> <th>旧1級地</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>210</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。</p>	区分	新1級	新2級	新3級	新4級		円	円	円	円	児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020	児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570	母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200	乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320	情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880	区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地		円	円	円	円	円	児童養護施設	0	0	0	0	0	児童自立支援施設	0	0	0	0	0	母子生活支援施設	0	0	0	0	0	乳児院	20	0	0	0	0	情緒障害児短期治療施設	210	0	0	0	0
区分	1級	2級	3級	4級																																																																																																																							
	円	円	円	円																																																																																																																							
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020																																																																																																																							
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570																																																																																																																							
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200																																																																																																																							
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320																																																																																																																							
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880																																																																																																																							
ファミリーホーム	1,010	900	890	700																																																																																																																							
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410																																																																																																																							
区分	新1級	新2級	新3級	新4級																																																																																																																							
	円	円	円	円																																																																																																																							
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020																																																																																																																							
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570																																																																																																																							
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200																																																																																																																							
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320																																																																																																																							
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880																																																																																																																							
区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地																																																																																																																						
	円	円	円	円	円																																																																																																																						
児童養護施設	0	0	0	0	0																																																																																																																						
児童自立支援施設	0	0	0	0	0																																																																																																																						
母子生活支援施設	0	0	0	0	0																																																																																																																						
乳児院	20	0	0	0	0																																																																																																																						
情緒障害児短期治療施設	210	0	0	0	0																																																																																																																						

改正後							現行						
(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価							(12)児童養護施設の乳児加算分保護単価						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
1人につき	円 218,090	円 213,310	円 210,120	円 208,530	円 206,940	円 205,340	1人につき	円 216,240	円 211,470	円 209,880	円 206,690	円 205,100	円 203,510
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
1人につき	円 203,750	円 202,150	円 200,560	円 198,970	円 195,780	円 191,000	1人につき	円 201,920	円 200,330	円 197,140	円 195,550	円 190,780	
(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							(13)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
1人につき	円 156,050	円 152,690	円 150,440	円 149,320	円 148,200	円 147,080	1人につき	円 154,750	円 151,380	円 150,260	円 148,020	円 146,900	円 145,780
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
1人につき	円 145,950	円 144,830	円 143,710	円 142,590	円 140,340	円 136,980	1人につき	円 144,660	円 143,540	円 141,300	円 140,180	円 136,820	

改正後							現行						
(15)児童養護施設の年少児加算分保護単価							(14)児童養護施設の年少児加算分保護単価						
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員							定員						
1人につき	円 39,010	円 38,170	円 37,610	円 37,330	円 37,050	円 36,720	1人につき	円 38,680	円 37,840	円 37,560	円 37,000	円 36,720	円 36,440
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員							定員						
1人につき	円 36,490	円 36,200	円 35,920	円 35,640	円 35,080	円 34,240	1人につき	円 36,160	円 35,880	円 35,320	円 35,040	円 34,200	
(16)ボイラー技士雇上費				(17)児童養護施設の特別指導費			(15)ボイラー技士雇上費				(16)児童養護施設の特別指導費		
加算分保護単価				加算分保護単価			加算分保護単価				加算分保護単価		
定員	月 額			定員	月 額		定員	月 額			定員	月 額	
	円				円			円				円	
30人まで	6,700			30人まで	5,180		30人まで	6,700			30人まで	5,180	
31 ~ 40人	5,360			31 ~ 40人	3,880		31 ~ 40人	5,360			31 ~ 40人	3,880	
41 ~ 50	4,020			41 ~ 50	3,110		41 ~ 50	4,020			41 ~ 50	3,110	
51 ~ 60	3,610			51 ~ 60	2,590		51 ~ 60	3,610			51 ~ 60	2,590	
61 ~ 70	3,210			61 ~ 70	2,220		61 ~ 70	3,210			61 ~ 70	2,220	
71 ~ 80	2,810			71 ~ 80	1,940		71 ~ 80	2,810			71 ~ 80	1,940	
81 ~ 90	2,410			81 ~ 90	1,720		81 ~ 90	2,410			81 ~ 90	1,720	
91 ~ 100	2,010			91 ~ 100	1,550		91 ~ 100	2,010			91 ~ 100	1,550	
101 ~ 110	1,870			101 ~ 110	1,410		101 ~ 110	1,870			101 ~ 110	1,410	
111 ~ 120	1,740			111 ~ 120	1,290		111 ~ 120	1,740			111 ~ 120	1,290	
121 ~ 130	1,600			121 ~ 130	1,190		121 ~ 130	1,600			121 ~ 130	1,190	
131 ~ 140	1,470			131 ~ 140	1,110		131 ~ 140	1,470			131 ~ 140	1,110	
141 ~ 150	1,340			141 ~ 150	1,030		141 ~ 150	1,340			141 ~ 150	1,030	
151 ~ 160	1,290			151 ~ 160	970		151 ~ 160	1,290			151 ~ 160	970	
161 ~ 170	1,250			161 ~ 170	910		161 ~ 170	1,250			161 ~ 170	910	
171 ~ 180	1,200			171 ~ 180	860		171 ~ 180	1,200			171 ~ 180	860	
181 ~ 190	1,160			181 ~ 190	810		181 ~ 190	1,160			181 ~ 190	810	
191人以上	1,110			191人以上	770		191人以上	1,110			191人以上	770	

改正後

(18)学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(19)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,830</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

現行

(17)学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
1人当たり	8,100 円

(18)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月 額
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	<u>1,820</u>
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(20)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員	月額
31 ~ 40 世帯	<u>7,000</u>
41 ~ 50	<u>5,600</u>
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	<u>4,000</u>
71 ~ 80	<u>3,500</u>
81 ~ 90	<u>3,110</u>
91世帯以上	2,800

現行

(19)母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員	月額
31 ~ 40 世帯	<u>6,990</u>
41 ~ 50	<u>5,590</u>
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	<u>3,990</u>
71 ~ 80	<u>3,490</u>
81 ~ 90	<u>3,100</u>
91世帯以上	2,790

改正後

(21)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(22)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

現行

(20)母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	16,180
世帯	円
11 ~ 20	8,080
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51 ~ 60	2,690
61 ~ 70	2,310
71 ~ 80	2,020
81 ~ 90	1,790
91世帯以上	1,610

(21)母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額
10世帯まで	15,550
世帯	円
11 ~ 20	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51 ~ 60	2,590
61 ~ 70	2,220
71 ~ 80	1,940
81 ~ 90	1,720
91世帯以上	1,550

改正後

(23)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,290	29,640	29,210	28,990	28,780	28,560
世帯						
11 ~ 20	22,720	22,230	21,910	21,740	21,580	21,420
21 ~ 30	15,140	14,820	14,600	14,490	14,390	14,280
31 ~ 40	13,630	13,340	13,140	13,040	12,950	12,850
41 ~ 50	12,110	11,850	11,680	11,590	11,510	11,420
51 ~ 60	10,600	10,370	10,220	10,140	10,070	9,990
61 ~ 70	9,090	8,890	8,760	8,690	8,630	8,560
71 ~ 80	7,570	7,410	7,300	7,240	7,190	7,140
81 ~ 90	6,060	5,920	5,840	5,800	5,750	5,710
91世帯以上	4,540	4,440	4,380	4,350	4,310	4,280

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,340	28,130	27,910	27,690	27,260	26,610
世帯						
11 ~ 20	21,260	21,090	20,930	20,770	20,440	19,950
21 ~ 30	14,170	14,060	13,950	13,840	13,630	13,300
31 ~ 40	12,750	12,650	12,560	12,460	12,260	11,970
41 ~ 50	11,330	11,250	11,160	11,070	10,900	10,640
51 ~ 60	9,920	9,840	9,770	9,690	9,540	9,310
61 ~ 70	8,500	8,430	8,370	8,300	8,170	7,980
71 ~ 80	7,080	7,030	6,970	6,920	6,810	6,650
81 ~ 90	5,660	5,620	5,580	5,530	5,450	5,320
91世帯以上	4,250	4,210	4,180	4,150	4,080	3,990

現行

(22)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,040	29,390	29,180	28,740	28,530	28,310
世帯						
11 ~ 20	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230
21 ~ 30	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150
31 ~ 40	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740
41 ~ 50	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320
51 ~ 60	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910
61 ~ 70	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490
71 ~ 80	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070
81 ~ 90	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660
91世帯以上	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,090	27,880	27,440	27,230	26,580
世帯					
11 ~ 20	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930
21 ~ 30	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
31 ~ 40	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960
41 ~ 50	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
51 ~ 60	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300
61 ~ 70	8,430	8,360	8,230	8,170	7,970
71 ~ 80	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640
81 ~ 90	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310
91世帯以上	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980

改正後

(24) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,350

(25) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	5,415,320

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,176,930

(26) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
	円
1人当たり	180

(27) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(28) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

現行

(23) 児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
30人まで	6,250
31 ~ 35人	5,350

(24) 一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
	円
心理職員加算分	1,629,270

区分	年額
	円
個別指導担当職員	5,165,080

(25) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設

区分	月額
	円
1人当たり	180

(26) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1人(1世帯)当たり	5,650

イ 母子生活支援施設

区分	月額
	円
1世帯当たり	120

(27) 降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
	円
1施設当たり	138,700

		改正後			現行																																																	
		算 定 額			算 定 額																																																	
一 時 保 護 所 寒 冷 地 手 当	○寒冷地に所在する施設			(1)旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)																																																		
				① 支給地域の区分等に応じて算出する。																																																		
				② ①で算出された合計額から100,000円を引いた額																																																		
				(ア)定額分																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給地域の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>扶養親族のない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 地</td> <td>131,900円</td> <td>72,900円</td> <td>51,700円</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>116,800円</td> <td>65,300円</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>112,700円</td> <td>64,300円</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>4 級 地</td> <td>89,000円</td> <td>51,000円</td> <td>36,800円</td> </tr> </tbody> </table>			支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円	2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円	3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円	4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給地域の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>扶養親族のない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 5 級 地</td> <td>88,000円</td> <td>70,100円</td> <td>52,300円</td> </tr> <tr> <td>旧 4 級 地</td> <td>68,100円</td> <td>54,300円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>旧 3 級 地</td> <td>50,100円</td> <td>39,900円</td> <td>29,700円</td> </tr> <tr> <td>旧 2 級 地</td> <td>35,700円</td> <td>28,300円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>旧 1 級 地</td> <td>19,800円</td> <td>15,900円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	旧 5 級 地	88,000円	70,100円	52,300円	旧 4 級 地	68,100円	54,300円	40,400円	旧 3 級 地	50,100円	39,900円	29,700円	旧 2 級 地	35,700円	28,300円	21,000円	旧 1 級 地	19,800円	15,900円	12,000円
	支給地域の区分	世帯主である職員			その他の職員																																																	
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員																																																			
	1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円																																																		
	2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円																																																		
	3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円																																																		
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円																																																			
支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員																																																			
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員																																																				
旧 5 級 地	88,000円	70,100円	52,300円																																																			
旧 4 級 地	68,100円	54,300円	40,400円																																																			
旧 3 級 地	50,100円	39,900円	29,700円																																																			
旧 2 級 地	35,700円	28,300円	21,000円																																																			
旧 1 級 地	19,800円	15,900円	12,000円																																																			
注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。			注「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。																																																			
(備考)			(備考)																																																			
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。			「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。																																																			
		(イ)加算分																																																				
		①北海道地域																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給地域の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>扶養親族のない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 甲 地</td> <td>66,500円</td> <td>44,300円</td> <td>22,200円</td> </tr> <tr> <td>旧 乙 地</td> <td>51,600円</td> <td>34,400円</td> <td>17,200円</td> </tr> <tr> <td>旧 丙 地</td> <td>38,600円</td> <td>25,700円</td> <td>12,900円</td> </tr> </tbody> </table>			支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	旧 甲 地	66,500円	44,300円	22,200円	旧 乙 地	51,600円	34,400円	17,200円	旧 丙 地	38,600円	25,700円	12,900円																																
支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員																																																			
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員																																																				
旧 甲 地	66,500円	44,300円	22,200円																																																			
旧 乙 地	51,600円	34,400円	17,200円																																																			
旧 丙 地	38,600円	25,700円	12,900円																																																			
		②その他の地域																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給地域の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>扶養親族のない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 5 級 地</td> <td>16,500円</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>旧 4 級 地</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>2,700円</td> </tr> </tbody> </table>			支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	旧 5 級 地	16,500円	11,000円	5,500円	旧 4 級 地	8,200円	5,500円	2,700円																																				
支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員																																																			
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員																																																				
旧 5 級 地	16,500円	11,000円	5,500円																																																			
旧 4 級 地	8,200円	5,500円	2,700円																																																			
		注1「旧寒冷地」の定義は別表1の2の(8)寒冷地手当の注2と同じである。																																																				
		(2)新寒冷地に所在する施設																																																				
		(1)①により算定された額から110,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給地域の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>扶養親族のない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 1 級 地</td> <td>131,900円</td> <td>72,900円</td> <td>51,700円</td> </tr> <tr> <td>新 2 級 地</td> <td>116,800円</td> <td>65,300円</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>新 3 級 地</td> <td>112,700円</td> <td>64,300円</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>新 4 級 地</td> <td>89,000円</td> <td>51,000円</td> <td>36,800円</td> </tr> </tbody> </table>			支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	新 1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円	新 2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円	新 3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円	新 4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円																												
支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員																																																			
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員																																																				
新 1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円																																																			
新 2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円																																																			
新 3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円																																																			
新 4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円																																																			
		注2「新寒冷地」の定義は別表1の2の(11)寒冷地手当の注1と同じである。																																																				

改正後

別表2 略

現行

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童自立支援専門員 児 童 生 活 支 援 員	通じて定員5人につき1人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

改正後

現行

略

(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、囑託の医師とする。
看 護 師 保 育 士 児 童 指 導 員	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの） 通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄 養 士	1人。
事 務 員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
看 護 師 保 育 士 児 童 指 導 員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
囑 託 医	1人。
調 理 員 等	1人。

改正後

現行

略

(5) 母子生活支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
保 育 士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調 理 員 等	1人。
嘱 託 医	1人。

(6) 情緒障害児短期治療施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。
セラピスト	定員10人につき1人。
看 護 師	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保 育 士	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

改正後

現行

(7) 自立援助ホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補 助 者	1人。

(8) ファミリーホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	1人。
補 助 者	2人。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日雇児発第0725001号の 1 平成20年 6 月12日雇児発第0612014号の 1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年 4 月30日</p> <p>[一部改正]平成13年 8 月 2 日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年 7 月16日雇児発第0716001号 平成16年12月 3 日雇児発第1203002号 平成17年 6 月 1 日雇児発第0601001号 平成18年 6 月27日雇児発第0627001号 平成19年 7 月25日雇児発第0725001号の 1 平成20年 6 月12日雇児発第0612014号の 1</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>
<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について (略)</p>	<p>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p>おって、平成10年 6 月12日児発第456号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行については、廃止する。</p> <p>ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 専門里親について 第12 親族里親について 第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第14 徴収金基準額等について 第15 児童入所施設における措置費等の経理について

改正後

- 第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）
 （略）

現行

- 第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数とその施設の定員に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。

なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

算式1

[前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） \div 30.4日 \div 12月（小数点以下の端数切り上げ）] \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式2

[直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） \div 30.4日 \div 12月 \div 3年（小数点以下の端数切り上げ）] \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式3

[前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数 \div 12月（小数点以下の端数切り上げ）] \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式4

[直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数 \div 12月 \div 3年（小数点以下の端数切り上げ）] \times 1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

- (注) (1) 1.11は90パーセント分の100パーセントで、10パーセント以上の開差は認めない趣旨であること。
 (2) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。こと。
 (3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。
 (4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示（「定員〇〇名（暫定定員〇〇名）」のように。）すること。

改正後

2 事務費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

現行

2 事務費の保護単価の設定について

- (1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。
- (2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員の定数	
児童養護施設	看護師	乳 児	1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児	2人につき1人
		年少児	4人につき1人

- (3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。
- (4) 児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に職業指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
 職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月末日まで協議書を当省あてに送付すること。
 なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいなくなった場合には加算できないものであること。
 おって、対象児童数が極端に少ないもの(保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合)、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。
- (5) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (6) 児童養護施設の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること

改正後

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

現行

(7) 児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

また、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続は、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

改正後

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「〇〇〇について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(18) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 (略)

現行

(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日雇児発第458号本職通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

(1) 施設の開所に際しては、事前の職員の雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日をいう。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)についても支弁を行うことができること。

改正後

第2 民間施設給与等改善費について
1 (略)

現行

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないように十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について
1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の（1）及び（2）により算定するものとする。

(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。

イ 加算対象施設

乳児院

ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。

改正後

2 (略)

(1) (略)

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含み、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

(3) (略)

(4) (略)

第3 教育費の取扱いについて
(略)

現行

2 施設の区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。

(1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、婦人保護施設、児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

(3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。

(4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行わないものであること。

ただし、1の(2)の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。

第3 教育費の取扱いについて

1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては学校長の指定証明を徴すること。

2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級的全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになっている用具類に限られること。

なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないこと。

改正後

現行

第4 見学旅行費の取扱いについて
(略)

第5 入進学支度金の取扱いについて
(略)

第6 特別育成費の取扱いについて
(略)

第7 医療費の取扱いについて
(略)

第4 見学旅行費の取扱いについて

見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。

なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する費用に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。

また、見学旅行には疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮すること。

第5 入進学支度金の取扱いについて

入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入学し又は中学校第1学年に進学するものに対し支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

第6 特別育成費の取扱いについて

特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入学する児童とすること。

なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

- 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
- 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
- 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
- 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
- 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。

改正後

現行

第8 就職支度費の取扱いについて
(略)

第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて
(略)

第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について
(略)

第11 専門里親について
(略)

第12 親族里親について
(略)

第8 就職支度費の取扱いについて

- 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。
なお、支弁に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。
- 2 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。
ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。
(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて

- 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。
なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。
- 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。
ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。
(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等
- 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間に大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について

里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

第11 専門里親について

専門里親については里親の一形態であるので、専門里親手当を除き交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。

第12 親族里親について

親族里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。

改正後

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
(略)

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について
(1) (略)

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

現行

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について

1 国庫負担金の交付の決定について

国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。

2 措置費等の支弁について

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

第14 徴収金基準額等について

1 徴収金基準額について

(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（母子生活支援施設及び助産施設に係るものについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。）において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。）の措置児童等（母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。）の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのものについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

改正後

(3) (略)

(4) (略)

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホームは除く。）ものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
(略)

別紙(1)～(3) 略

現行

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。

ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。

イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。

エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。

(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たりの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されないものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
児童入所施設における措置費等の経理については、別に定めるところによること。

別紙(1)～(3) 略

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 の 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域小規模 児童養護施設	円 223,280	円 219,610	円 217,160	円 215,940	円 214,710	円 213,490

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 212,260	円 211,040	円 209,820	円 208,590	円 206,140	円 202,470

(うち管理費 41,378円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 140,340	円 138,010	円 136,460	円 135,690	円 134,910	円 134,140

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 133,360	円 132,590	円 131,810	円 131,040	円 129,490	円 127,160

(うち管理費 34,891円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	児発第450号 昭和62年5月20日	現 行	児発第450号 昭和62年5月20日
[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号	[一部改正]昭和63年4月7日	児企第321号
平成元年5月29日	児発第390号の3	平成元年5月29日	児発第390号の3
平成2年6月7日	児発第475号の5	平成2年6月7日	児発第475号の5
平成4年4月10日	児発第382号の7	平成4年4月10日	児発第382号の7
平成5年4月9日	児発第331号の7	平成5年4月9日	児発第331号の7
平成6年6月29日	児発第639号の4	平成6年6月29日	児発第639号の4
平成7年4月3日	児発第371号の7	平成7年4月3日	児発第371号の7
平成8年6月24日	児発第618号の7	平成8年6月24日	児発第618号の7
平成9年5月28日	児発第375号	平成9年5月28日	児発第375号
平成10年6月12日	児発第457号	平成10年6月12日	児発第457号
平成11年4月1日	児発第321号	平成11年4月1日	児発第321号
平成11年4月30日	児発第418号	平成11年4月30日	児発第418号
平成12年5月19日	児発第520号の2	平成12年5月19日	児発第520号の2
平成13年8月2日	雇児発第507号の2	平成13年8月2日	雇児発第507号の2
平成14年11月11日	雇児発第1111005号	平成14年11月11日	雇児発第1111005号
平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2	平成15年5月23日	雇児発第0523004号の2
平成16年7月16日	雇児発第0716004号	平成16年7月16日	雇児発第0716004号
平成17年6月1日	雇児発第0601005号	平成17年6月1日	雇児発第0601005号
平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2	平成17年10月28日	雇児発第1028005号の2
平成18年6月27日	雇児発第0627009号	平成18年6月27日	雇児発第0627009号
平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6	平成19年7月25日	雇児発第0725001号の6
平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5	平成20年6月12日	雇児発第0612014号の5
平成 年 月 日	雇児発第 号		
各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長		各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長	
	厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長
	児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について		児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について

改正後

現 行

(略)

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙

別紙

施設機能強化推進費実施要綱

施設機能強化推進費実施要綱

第1 目的
(略)

第1 目的

児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。

第2 一般事業
1 (略)

第2 一般事業

1 事業の種類及び内容

(1) 種類

- ① 社会復帰等自立促進事業
 - ア. 施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業
 - イ. 心身機能低下防止事業
 - ウ. 処遇困難事例研究事業
- ② 専門機能強化事業
 - ア. 養育機能等強化事業
 - イ. 広域入所促進事業
- ③ 総合防災対策強化事業

(2) 内容

別表のとおり

改正後	現 行
2 (略)	<p>2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p>
3 (略)	<p>3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算すること。 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあつては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。 なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。 ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。</p>

改正後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。 ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p>[施設機能強化推進費加算分保護単価(") = 施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等 (")]</p> <p>4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)</p> <p>5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p>
<p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園事業」という。) (1) (略)</p>	<p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

改正後

現 行

- イ 対象施設等
分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）
- (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。
- (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。
- (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- ウ 対象児童の居住場所
指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- エ 訓練期間・対象人員
訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。
- オ 事業の実施及び訓練の内容
分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。
また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。
- ・自活のための生活指導
 - ・職業適性を高める指導
 - ・社会参加のための準備指導
 - ・学習指導
 - ・余暇の活用指導

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等 (略)</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,690,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> $\begin{aligned} & \text{加算額} = \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & \quad \times \text{その施設の5月初日の定員} \\ & \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & = 1 \text{施設当たり年額} \\ & \quad \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{aligned}$ <p>2 家族療法事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 実施施設 この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族 この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。</p> <p>(7) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。</p> <p>(4) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p>

改正後

現 行

- ウ 対象施設等
この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (1) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- エ 設備
必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。
- オ 事業の実施及び内容
対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。
- (2) 加算の方法等
指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現行

3 (略)

ア 事業費の限度額
本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

- (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円
- (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額＝家族療法事業費加算分保護単価
×その施設の5月初日の定員

家族療法事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員

3 施設入所児童家庭生活体験事業

(1) 事業の内容等

ア 対象児童

本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であつて、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。

イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。

・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

(2) 加算の方法等

本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現 行

4 (略)

第4 報告等
(略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額=99,000円×その施設の年間対象者数

ウ 加算額が年間を通して99,000円に満たない場合は、その満たない額とする。

4 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

改 正 後	現 行
<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 3 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 4 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 5 (略) 別紙 (略)</p>	<p>別表 (略)</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 3 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 4 (略) 別紙 (略)</p> <p>別紙様式 5 (略) 別紙 (略)</p>
<p>別添 (略)</p>	<p>別添</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所 (平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) 2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。) 4 乳児が3人以上入所している保育所 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)

○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成 年 月 日雇児発第 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設における医療的支援体制の強化について</p> <p>近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。 また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。 こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>1 趣旨 被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）に必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 対象施設 都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長は、次により医療的ケアを行う職員を配置する施設を1か所指定し、別添様式により協議書を毎年3月末日までに当職あて提出することとし、当職において予算の範囲内で指定するものとする。 ただし、平成20年度分については、7月末日までに当職あて提出することとする。</p>

改正後	現 行
(1) (略)	(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
(2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であっても都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。	(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。
(3) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。	(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。
3 (略)	3 医療的ケアを担当する職員 医療的ケアを担当する職員は看護師とする。
4 (略)	4 運営の基準 (1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。 (2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。
5 (略)	5 医療的ケアを担当する職員の業務内容 (1) 継続的な医療的ケアが必要な障害児等の健康管理、緊急時における対応 (2) 医師（又は嘱託医）との連携 (3) 常備薬の管理、与薬 (4) 病欠児、早退児の観察 (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応 (6) 医療機関への受診及び行事の付添 (7) 入所者の健康上の相談への対応 (8) 感染予防 (9) 緊急時における医療機関との連絡調整 (10) その他
6 (略)	6 経費について この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

改正後

現行

別添様式

別添様式

番 号
平成 年 月 日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市
民生主管部（局）長 ㊟

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 市 長 ㊟
児童相談所設置市の市長

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

平成20年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の協議について

標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき報告する。

標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき協議する。

1	施設名	
2	設置主体・経営主体	
3	定員 名	暫定定員 名
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪等は除く)	名
5	主な疾病 (上位3つ)	(1) (2) (3)
6	いちばん重いとされる疾病	
7	院内学級設置の有無	有り・無し (有りの場合) 分校・分教室
8	医師 (又は嘱託医) との連携状況	
9	管内における当該施設の位置付け	

1	施設名	
2	設置主体・経営主体	
3	定員 名	暫定定員 名
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数 (単なる風邪は除く)	名
5	主な疾病 (上位3つ)	(1) (2) (3)
6	いちばん重いとされる疾病	
7	院内学級設置の有無	有り・無し (有りの場合) 分校・分教室
8	医師 (又は嘱託医) との連携状況	
9	当該施設の管内における位置付け	

○年長児童に対する処遇体制の強化についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p> <p>【一部改正】平成 年 月 日雇児発第 号</p>	<p>雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>	<p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>
<p>(略)</p>	<p>標記については、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。</p>
<p>別紙</p>	<p>なお、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p>
<p>1 (略)</p>	<p>別紙</p>
<p>2 事業内容</p>	<p>1 趣旨</p>
<p>(1) 学習指導</p>	<p>近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきたことから、学習指導の強化を図るものである。</p>
<p>中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>また、近年、児童養護施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきたことから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>2 事業内容</p>
<p>(1) 学習指導</p>	<p>(1) 学習指導</p>
<p>中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) 特別指導</p>
<p></p>	<p>各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>

改正後

現 行

3 (略)

4 実施施設

(1) (略)

(2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、小規模
住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）、里親

(3) (略)

5 (略)

3 指導についての留意事項

(1) 学習指導について

指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。

(2) スポーツや表現活動について

ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。

イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。

ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。

(3) 指導員について

指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。

4 実施施設

(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であつて次に掲げる施設に限るものとする。

(2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親

(3) 特別指導

児童養護施設

5 経費について

指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。

○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連盟通知）の新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児家第50号 平成11年8月30日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号 【一部改正】平成 年 月 日 雇児福発第 号</p> <p>各 都道府県 } 民生主管部（局）長 殿 指定都市 } 中核市 }</p> <p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて (略)</p> <p>別紙 1 (略)</p>	<p style="text-align: right;">児家第50号 平成11年8月30日</p> <p style="text-align: center;">【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号</p> <p>各 都道府県 } 民生主管部（局）長 殿 指定都市 } 中核市 }</p> <p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて</p> <p>児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わせているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取り扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙 1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて ア 取扱い 里親の就労等により里親に委託されている児童の保育に欠けることとなった場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、保育所に入所することを妨げないものとする。 児童を既に就労している里親に委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取扱いであること。 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。 イ 費用の支弁 ① 里親に対する支弁 里親委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知。（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。）及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ</p>

改正後	現 行
<p>2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通う場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては下記に留意するとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p>	<p>いて」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所に対する支弁 保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。）で定める保育単価により、月額を支弁する。</p> <p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 里親委託に係る費用徴収 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 保育所入所に係る費用徴収 徴収を免除する。</p> <p>2 里親に委託されている児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせることができるとされているところであるが、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。</p>

改正後

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設や児童デイサービスに通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

① 里親及びファミリーホームに対する支弁
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

②の1 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について」（平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

$$= \text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}$$
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

②の2 児童デイサービスに対する費用
 児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通園施設及び児童デイサービスに係る費用徴収
 徴収を免除する。

現行

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が里親へ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

① 里親に対する支弁
 里親委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。

② 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成10年7月31日厚生省障第223号厚生事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」（平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。

その月の支弁額

$$= \text{月額保護単価} \div \text{その月の開園日数} \times \text{その月の通園した日数}$$
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

ウ 費用の徴収

① 里親委託に係る費用徴収
 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

② 障害児通園施設通所に係る費用徴収
 徴収を免除する。

改正後

現行

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通う場合の取扱いについて
ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービスに通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。
- ② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサービスに通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

- ① 母子生活支援施設に対する支弁
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ②の1 障害児通園施設に対する支弁
障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。
その月の支弁額
= 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。
- ②の2 児童デイサービスに係る費用
児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に準じて算定した額とする。

3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて
ア 取扱い

児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。

- ① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。
- ② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。
- ③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

- ① 母子生活支援施設に対する支弁
母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通園施設に対する支弁
障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。
その月の支弁額
= 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後

現行

<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収 母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>②の1 障害児通園施設に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割りで徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用徴収 児童デイサービスに係る国庫精算上の費用徴収については、「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成18年11月17日障障発第1117002号障害福祉課長通知）に準じて取り扱う。</p> <p>4 その他 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。</p> <p>ア 費用の支弁 里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童自立支援施設通所部措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>イ 費用の徴収</p> <p>① 里親及びファミリーホーム委託又は母子生活支援施設入所に係る費用徴収 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費又は母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収 徴収を免除する。</p>	<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設入所に係る費用徴収 母子生活支援施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>② 障害児通園施設通所に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の5の(5)で定める表1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割りで徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>4 その他 里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合の費用の支弁及び徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第7に定めるところによること。</p>
--	--

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>

新

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (注) 配分額は交付決定額とする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

旧

(交付額の算定方法)

4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。
- (3) (2)により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

新

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

旧

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

旧

別紙

婦 人 保 護 費 交 付 基 準

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
婦人保護 事業費 負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	5 / 10

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	221,500	216,800	213,700	212,200	210,600	209,000
21 ~ 30	147,900	144,800	142,700	141,700	140,700	139,600
31 ~ 40	111,200	108,800	107,300	106,500	105,700	104,900
41 ~ 50	89,100	87,200	86,000	85,300	84,700	84,100
51 ~ 60	82,700	80,900	79,800	79,200	78,600	78,000
61 ~ 70	71,000	69,500	68,500	68,000	67,500	67,000
71 ~ 80	62,200	60,900	60,000	59,600	59,100	58,700
81 ~ 90	55,400	54,200	53,400	53,000	52,700	52,300
91 ~ 100	49,900	48,900	48,200	47,800	47,500	47,100

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	207,500	205,900	204,400	202,800	199,700	195,000
21 ~ 30	138,600	137,500	136,500	135,500	133,400	130,300
31 ~ 40	104,100	103,400	102,600	101,800	100,200	97,900
41 ~ 50	83,500	82,800	82,200	81,600	80,400	78,500
51 ~ 60	77,400	76,800	76,200	75,700	74,500	72,700
61 ~ 70	66,500	66,000	65,500	65,000	64,000	62,500
71 ~ 80	58,300	57,800	57,400	56,900	56,100	54,800
81 ~ 90	51,900	51,500	51,100	50,700	49,900	48,800
91 ~ 100	46,800	46,400	46,100	45,700	45,000	44,000

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 1 施設事務費基準限度額

(単位:円)

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	219,700	215,000	213,500	210,400	208,800	207,200
21 ~ 30	146,700	143,600	142,600	140,500	139,500	138,400
31 ~ 40	110,200	107,900	107,100	105,600	104,800	104,000
41 ~ 50	88,400	86,500	85,900	84,600	84,000	83,400
51 ~ 60	82,000	80,200	79,700	78,500	77,900	77,300
61 ~ 70	70,400	68,900	68,400	67,400	66,900	66,400
71 ~ 80	61,700	60,400	59,900	59,100	58,600	58,200
81 ~ 90	54,900	53,800	53,400	52,600	52,200	51,800
91 ~ 100	49,500	48,500	48,100	47,400	47,100	46,700

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	205,700	204,100	201,000	199,500	194,800
21 ~ 30	137,400	136,400	134,300	133,200	130,100
31 ~ 40	103,200	102,500	100,900	100,100	97,800
41 ~ 50	82,800	82,100	80,900	80,300	78,400
51 ~ 60	76,700	76,200	75,000	74,400	72,700
61 ~ 70	65,900	65,400	64,400	63,900	62,400
71 ~ 80	57,800	57,300	56,400	56,000	54,700
81 ~ 90	51,400	51,000	50,300	49,900	48,700
91 ~ 100	46,400	46,000	45,300	45,000	43,900

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,600	25,100	24,700	24,500	24,300	24,100
21 ~ 30	17,100	16,700	16,400	16,300	16,200	16,000
31 ~ 40	12,800	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000
41 ~ 50	10,300	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
51 ~ 60	8,500	8,400	8,200	8,200	8,100	8,000
61 ~ 70	7,300	7,200	7,000	7,000	6,900	6,900
71 ~ 80	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000
81 ~ 90	5,700	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,900	23,700	23,500	23,300	22,900	22,300
21 ~ 30	15,900	15,800	15,700	15,500	15,300	14,900
31 ~ 40	11,900	11,800	11,700	11,600	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	8,900
51 ~ 60	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,800	6,700	6,700	6,500	6,400
71 ~ 80	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>17/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>11/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>7/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>16/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則（以下「人事院規則」という。）9-49附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>16/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>小金井市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(5) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(6) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、東久留米市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>7/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>7/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市、大東市、松原市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>4/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>4/100</u>とされている地域及び<u>伊勢原市、神奈川県寒川町</u>とする。</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p>					<p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
 ② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

- (1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)
 ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額
 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧5級地 円	旧4級地 円	旧3級地 円	旧2級地 円	旧1級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主(扶養親族3人以上)の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主(扶養親族1人または2人)の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主(扶養親族なし)の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧5級地 円	旧4級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

- (2) 新寒冷地に所在する施設
 (1)の①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額

	単 価				員 数
	新1級地 円	新2級地 円	新3級地 円	新4級地 円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数(又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="1464 842 1736 1254"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略					4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。		
		5 略					5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。		
		6 略					6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円		
		7 略					7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1施設当たり年額 138,700円		
		8 略					8(1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1施設当たり年額 <u>1,794,361円</u>					9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 <u>1,794,277円</u>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 略 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 <u>就学前児童</u> <u>4,450円</u> <u>就学児から18歳未満児童</u> <u>2,420円</u> 同伴者 <u>1,950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 <u>就学前児童</u> <u>7,540円</u> <u>就学児から18歳未満の児童</u> <u>5,510円</u></p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,637円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,274円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 <u>2,420円</u> 同伴者 <u>1,950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 <u>5,510円</u> 児童以外の者 <u>5,030円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円</p> <p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>{14日を超えた場合}</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 略</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 <u>就学前児童</u> 4,450円 <u>就学児から18歳未満児童</u> 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 <u>就学前児童</u> 7,540円 <u>就学児から18歳未満の児童</u> 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>					<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>{14日を超えた場合}</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>{14日以内の場合}</p> <p>1 人身取引被害者分 前項{14日以内の場合}の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項{14日以内の場合}の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>{14日を超えた場合}</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																							
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>I 区</td> <td>II 区</td> <td>III 区</td> <td>IV 区</td> <td>V 区</td> <td>VI 区</td> </tr> <tr> <td>8,900円</td> <td>7,100円</td> <td>5,400円</td> <td>4,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">妊 婦</td> <td rowspan="2">産 婦</td> </tr> <tr> <td>6月未満</td> <td>6月以上</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円	妊 婦		産 婦	6月未満	6月以上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費（食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費）、扶助費等</p>	5/10
I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区																						
8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円																						
妊 婦		産 婦																									
6月未満	6月以上																										
円	円	円																									
9,140	13,810	8,490																									

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数（月の中途において退所した月を除く。）に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。 ただし、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。 （注）乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。（以下同じ。）</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費 ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。 ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費（冬期加算を含む）、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生（支）局長が必要と認めた額。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生（支）局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費（通信運搬費）、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費（医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。）</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費（燃料費）、役務費（通信運搬費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費（消耗品費）</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
<p>婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)</p>	<p>事務費</p>	<p>I 婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地の支給に関する規定）」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1" data-bbox="1433 1300 1780 1396"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回	<p>婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	<p>5/10</p>
対象者数	加算回数（年間）									
21～30人	12回									
31人以上	24回									

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,031,682円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p> <p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,027,797円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,711,957円</u></p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

(単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,100	24,600	24,200	24,100	23,900	23,700
21 ~ 30	16,800	16,400	16,200	16,000	15,900	15,800
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,800
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,300
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分 定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,500	23,300	23,100	23,000	22,600	22,000
21 ~ 30	15,700	15,500	15,400	15,300	15,100	14,700
31 ~ 40	11,800	11,700	11,600	11,500	11,300	11,000
41 ~ 50	9,400	9,300	9,300	9,200	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,400

地域区分 定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,500円を乗じて得た額とする。 (2) 略 (3) 略 (4) 略		
	事業費	1 略 2 略 3 略		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		II 婦人保護長期収容施設 (1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。 (2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。 (3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。 (4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。 北海道 7人 東京都 40人 神奈川県 10人 愛知県 5人 大阪府 5人 兵庫県 7人 福岡県 5人 (注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。		
	事業費	1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等	5/10

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率	1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>4 同伴児童経費</p> <p>同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>						